

尻無川河川広場 事業評価書（事務局案）

令和7年2月3日（月）
 令和6年度 第1回
 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

資料 2-3

事業概要

評価年度	令和4年度 ～ 令和6年度
区域名・事業名	尻無川河川広場 ・ TUGBOAT_TAISHO
占用主体	大正区
事業者	株式会社RETOWN
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正区の玄関口であり貴重な地域資源である尻無川河川広場において、恒常的な水辺のにぎわいを創出することを目的とする。 ・ 令和元年1月にTUGBOAT_TAISHO開業。 ・ 水上レストランやカフェなど飲食店17店舗が営業。 ・ 舟運事業者と業務提携しTUGBOAT 船着場を利用した航路運行を展開中。 ・ 祭り等のイベント、ライブ、展示会を複数回開催。

事業評価

賑わい創出	地域活性化 （地域活性化に資する川を生かしたまちづくりのための利用となっているか）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元のファミリー層が来場しやすいイベントを定期的で開催するなど、徐々に地域に定着してきている。 ・ 来場者に水辺のロケーション満喫してもらえるよう年間100件以上のイベントを実施し集客を図っており、継続的な水辺におけるにぎわいの創出により地域活性化に繋がっている。 <p>【参考】主なイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タグピク（TUGBOAT TAISHO PICNIC） ・ タグボート大正祭り（春・夏・秋に開催） ・ タグボート大正デリバリー ・ その他、アートの展示会、洋服の物々交換イベント、音楽ライブ等 （令和4年度：108件、令和5年度：122件、令和6年度：120件）
	水辺の賑わい、集客性 （水辺の賑わいにつながる提案内容となっているか、集客性はあるか）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川からの景色や川辺の魅力を感じてもらえるクルーズ（川のゆめ咲線中之島コース、中之島一周コース）を運航。 ・ コロナ禍により集客数が減少したものの、一定の集客があり河川空間に賑わいが創出されている。 ・ コロナ後は、昨今のインバウンドの増加に伴い、更なる賑わい創出に向けて宿泊施設開業準備を進めている。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【集客数】 令和4年度：348,073名（4月～3月） 令和5年度：318,970名（4月～3月） 令和6年度：159,624名（4月～9月） 合計：826,667名</p> </div>
<p>情報発信 （水辺の賑わいのための拠点施設として、連携・ネットワーク等の交流や情報発信は行っているか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカルメディアとの連携によりタイムリーな情報発信に努めている。 ・来場者によるSNSへの投稿やブログ、タウン誌に魅力的なスポットとして掲載されている。 ・区の広報紙でもイベント情報を毎月掲載している。
<p>次年度以降の取組方針 （提案内容の実現性はあるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未供用であるC棟の建設については令和6年9月より工事を開始。年度内完成の予定。 ・D棟はコロナ禍の影響もあったが、計画内容の見直しを行いながら水に浮かぶ宿泊施設を検討中。 ・舟運事業については、既存の舟運事業者と提携し、令和4年春頃から不定期航路からスタートし、順調に利用客は増加中のため、現在は1日1便定期航路としてTUGBOAT TASHOからユニバーサルシティポートへの航路を運営している。（川のゆめ咲線中之島コース） ・事業者からは計画の見直しを行いながら引き続き事業の推進に取り組み意欲が示されており、一定の実現性がある。
<p>河川管理 周辺との調和 （一般通行の障害、騒音、臭気等について十分に配慮されたか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業開始以降、計12件の苦情があったが、占有者、事業者において適切に対応策を講じている。 苦情の回数：令和4年度：1件、令和5年度：5件、令和6年度：6件 苦情の内容：音楽系のイベント開催時の騒音への苦情（8件） エントランスのBGMが深夜にも流れているとの苦情（2件） 施設出入口の自転車駐輪の苦情（2件） 対応状況：●音楽系のイベント開催時の騒音⇒申告者と連絡を取り、謝罪の上、音量を下げる等の対応を実施。 ●エントランスのBGMが深夜にも流れている⇒店舗スタッフの消し忘れが原因のため、運営スタッフが担当することで管理を一元化し、再発防止に努めている。 ●施設出入口の自転車駐輪⇒スタッフによる見回りを実施し、所定駐輪場や近隣駐輪場を使用するよう声掛け等を行っている。一般通行の障害には至っていない。 イベント時の対応：音楽系のイベント時は必ず施設外の道路で騒音計を使い、必ず騒音基準である65db以下に抑える事をルールとしている。また、スピーカー前でも騒音計を設置し95db以下に抑える事をルールとしている。スピーカーを川側には向けず施設側に向けて、極力防音できるように努めている。
<p>良好な施設の維持管理 （維持管理の不備により施設利用者に危害を及ぼすことは無かったか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や植栽の維持について清潔で安全な空間の維持管理が行われており、施設利用者に危害を及ぼすことは無かった。 ・施設内の清掃については毎日行い、備品チェックについては随時実施している。また、必要な修繕を適宜行っている。 ・植栽は年に4回業者に依頼。雑草抜きや散水は週に3回運営スタッフで実施。

利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・当審議会の意見も聴きながら、災害時の「安全対策マニュアル」、従業員が災害時にとるべき行動を示した「アクションカード」を策定した。過去審議会で定めた（別紙）の事項を確認しながら、宿泊施設の整備を進めていく。 ・外国人向けの津波対策として外国人向けの避難誘導ツールを設置している。 ・コロナ禍の影響を考慮して半年に1度、動画による消防訓練、防災訓練を実施しており（前回実施：令和6年9月）、令和7年3月に避難訓練の実施を予定。
占用施設の種類 （特区内で認められている占用施設と実際の設置施設が合致しているか）	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の設置施設は特区内で認められている占用施設に合致している。 <p>＜尻無川河川広場で認められている占用施設と実際の設置施設（四角囲み）＞</p> <p>広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、船上食事施設、突出看板、その他施設（宿泊施設）</p>
取組の総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な施設の維持管理、運営の改善対応により、施設利用者に危害を及ぼすことはなかった。周辺からの苦情についても年間数件あるものの適切に対応を行っている。 ・コロナ禍により集客数が減少したが、定期的なイベントや情報発信を行うことで地元客の取り込みや一定の集客ができており、水辺の賑わいが創出された。 ・コロナ後は、コロナ禍等の影響により、C棟、D棟の開業時期や舟運事業、水上ホテルの再検討の必要が生じたが、事業者からは計画を見直しながら引き続き事業を推進する意欲が示されており、一定の実現性がある。 ・占用主体である大正区においても、本事業計画は地元住民だけでなく地元企業にも貢献されるものと捉えられており、また、区の魅力発信にも繋がることから、今後も引き続き事業を推進していきたいと考えられている。
事業評価（案）	総合的に評価し、 事業継続は妥当。

(別紙)

河川敷地における宿泊施設の取扱いについて

4. 河川管理者が明示・確認すべき事項



河川敷地における宿泊施設の取扱いは、以下の項目について確認することが必要

【本体構造上の安全性能】

他法令(建築基準法、船舶安全法等)による基準を満たしているか確認を実施する

【整備基盤面と範囲の提示】

河川管理者は整備基盤面として、計画高水位となるOP+3.5m以上を確保させる他の河川施設の維持管理等への影響が無い範囲であることを確認する。

【安全対策】

占有者は実行性のある避難体制や計画を事業者と共に定める。

(例)避難先の確保、夜間時の対応、宿泊人数に対する待機人員数 情報伝達の体制等
河川管理者はこれらの計画が定められていることを確認する。

【賑わい施設としての宿泊施設の位置付け】

該当地区のまちづくり計画などで水辺に宿泊施設が重要な役割を担っていることを確認